

令和 8 年 5 月 能代市議会臨時会議案目録

承認番号	題 目	備 考
6	専決処分した能代市市税条例の一部を改正する条例の承認を 求めることについて	
7	専決処分した能代市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の承認を求めることについて	
8	専決処分した令和 7 年度能代市一般会計補正予算の承認を求 めることについて	
議案番号		
4 4	市道路線の一部廃止について	
4 5	教育委員会委員の任命について	

承認第 6 号

専決処分した能代市市税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 19 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、能代市市税条例の一部を改正する条例について、専決処分する。

令和8年3月31日

能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市市税条例の一部を改正する条例

能代市市税条例（平成18年能代市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第63条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第63条の7第1項の申告書、」を削る。

第24条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第25条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条の2第1項ただし書中「及び第26条の3の3第1項」を「並びに第26条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第26条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第26条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない

い。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第32条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第26条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第44条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第63条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第63条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第63条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第63条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第63条の4から第63条の9までを削る。

第64条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第68条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条第2項中「第63条第3項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けない

ときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第5条の4中「又は附則第18条第1項」を「、附則第17条の3第1項又は附則第18条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する

実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- （3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第13条の2から第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3第3項第2号、第14条の4第3項第2号及び第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律

第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条第5項第2号及び第17条第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第24条第1項及び第2項並びに第25条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第25条の5から第25条の7まで、第25条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第25条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の6第1項前段、第25条の7、第25条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第25条の9の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定

暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１７条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (４) 附則第３条の３の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１７条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１７条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１８条第２項第２号中「、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項」を「及び附則第５条の３第１項」に改める。

附則第１８条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第１８条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第５条の３第１項及び第５条の３の２第１項」を「及び第５条の３第１項」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (１) 第２６条の２第１項ただし書、第２６条の３の２及び第２６条の３の３の改正規定並びに附則第４条の改正規定及び附則第５条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定 令和９年１月１日

- (２) 第４４条の改正規定及び附則第３条第２項の規定 令和９年４月１日

- (３) 第２５条の６第２項の改正規定並びに附則第５条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第７条の２の改正規定及び附則第１５条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定 令和１０年１月１日

- (４) 附則第５条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１７条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

(市民税に関する経過措置)

第２条 この条例による改正後の能代市市税条例（以下「新条例」という。）第２６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に

支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の能代市市税条例第26条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の能代市市税条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の能代市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の

譲渡について適用する。

- 5 新条例附則第17条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第44条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（能代市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 能代市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年能代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第 7 号

専決処分した能代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求める
ことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年
3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の
承認を求める。

令和 8 年 5 月 19 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、能代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分する。

令和8年3月31日

能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

能代市国民健康保険税条例（平成18年能代市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第6条第1号中「第9条」の次に「、第12条の5」を加える。

第12条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円

(2) 特定世帯 700円

(3) 特定継続世帯 1,050円

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 490円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 980円

(イ) 特定世帯 490円

(ウ) 特定継続世帯 735円

第24条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次

のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 350円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

（イ） 特定世帯 350円

（ウ） 特定継続世帯 525円

第24条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 140円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 280円

（イ） 特定世帯 140円

（ウ） 特定継続世帯 210円

第24条第2項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 105円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 175円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 350円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24

条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「、第10条」の次に「、第12条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の能代市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 8 号

専決処分した令和 7 年度能代市一般会計補正予算の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 19 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

別 紙

専決第 9 号

緊急施行を要する次の予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年度能代市一般会計補正予算（第 2 3 号）

令和 7 年度能代市の一般会計補正予算（第 2 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

能代市長 齊 藤 滋 宣

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地 方 交 付 税		9 , 2 0 5 , 5 5 4	7 7 4 , 3 6 2	9 , 9 7 9 , 9 1 6
	1 地 方 交 付 税	9 , 2 0 5 , 5 5 4	7 7 4 , 3 6 2	9 , 9 7 9 , 9 1 6
14 国 庫 支 出 金		5 , 0 6 4 , 0 7 9	9 8 , 9 9 8	5 , 1 6 3 , 0 7 7
	2 国 庫 補 助 金	1 , 5 0 0 , 9 0 0	9 8 , 9 9 8	1 , 5 9 9 , 8 9 8
18 繰 入 金		2 , 8 1 7 , 6 7 9	8 7 3 , 3 6 0	1 , 9 4 4 , 3 1 9
	2 基 金 繰 入 金	2 , 7 6 1 , 8 8 5	8 7 3 , 3 6 0	1 , 8 8 8 , 5 2 5
歳 入	合 計	4 0 , 1 0 6 , 4 0 7	0	4 0 , 1 0 6 , 4 0 7

一 般 会 計 補 正 予 算

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	9,205,554	774,362	9,979,916	1 地方交付税	774,362	特別交付税 774,362
計	9,205,554	774,362	9,979,916			

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

6 土木費国庫補助金	98,097	98,998	197,095	1 道路橋りょう費補助金	98,998	臨時道路除雪事業費補助金 83,000 防災・安全交付金(除雪関係) 15,998
計	1,500,900	98,998	1,599,898			

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,752,471	873,360	879,111	1 財政調整基金繰入金	873,360	財政調整基金繰入金 873,360 (財政調整基金残高 3,843,095千円)
計	2,761,885	873,360	1,888,525			

歳出

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 道路維持費	1,180,551	0	1,180,551	98,998			98,998			
計	2,060,880	0	2,060,880	98,998	0	0	98,998			

議案第 4 4 号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を別紙のとおり一部廃止することについて議会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 1 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

提案理由

市道路線の一部廃止しようとするものである。

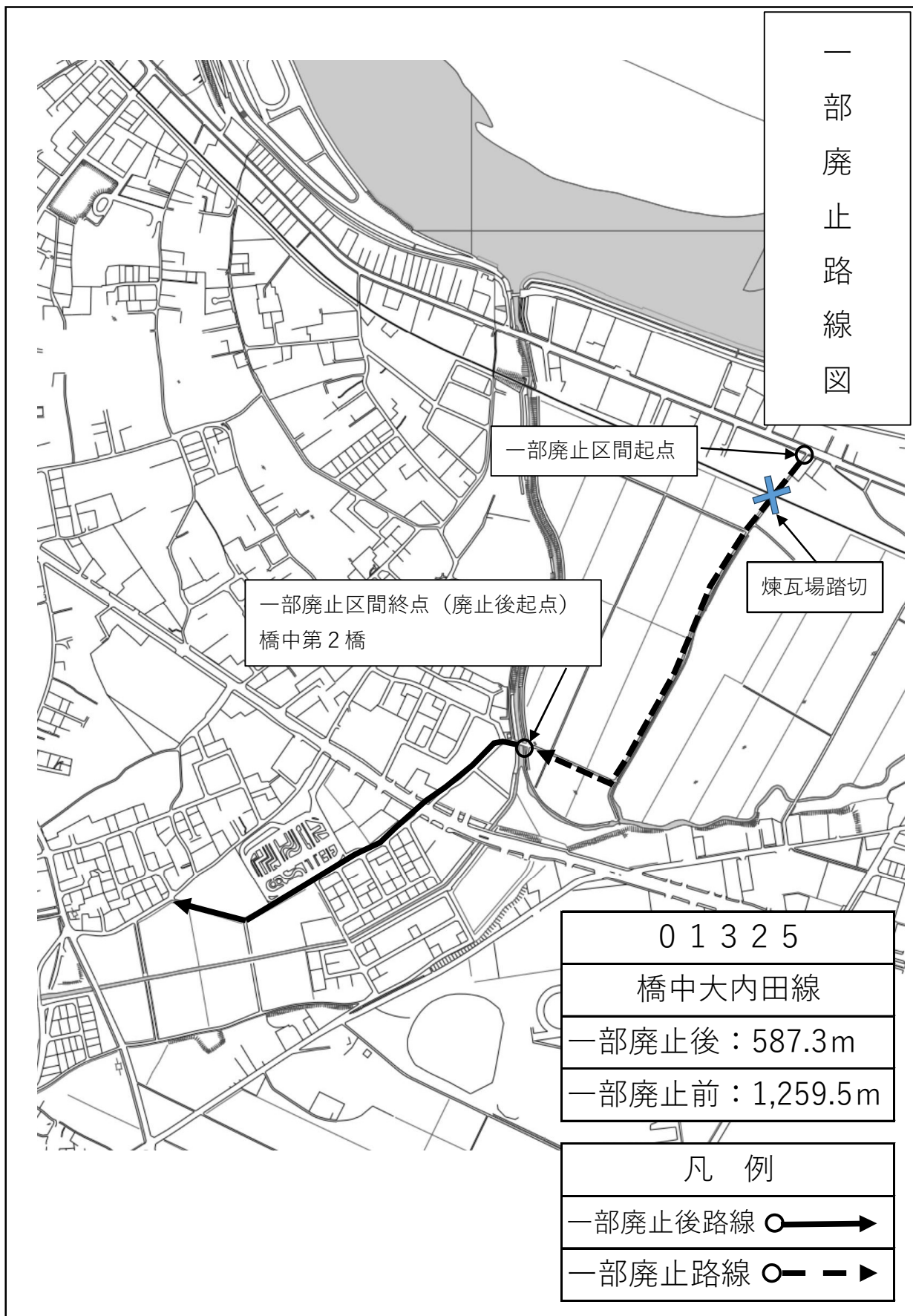
一部廃止路線

路線 種類	路線番号	路 線 名	一部廃止する区間		重要な 経過地
市 道	0 1 0 0 1	川反線	能代市万町 1 3 6 番から 能代市万町 2 1 3 番まで		
			幅員(メートル)	9 . 5 ~ 1 0 . 0	
			延長(メートル)	2 0 2 . 5	
市 道	0 1 3 2 5	橋中大内田 線	能代市字中悪戸 2 番 4 から 能代市字下悪戸 2 0 3 番 2 まで		
			幅員(メートル)	1 . 9 ~ 4 . 0	
			延長(メートル)	6 7 2 . 2	

一部廃止路線の延長

図面 番号	路 線 番 号	路線名	路線の延長（m）			一部廃止後の 幅員（m）
			一部廃止前	一部廃止後	一部廃止区間	
1	01001	川反線	678.4	475.9	202.5	4.0～12.0
2	01325	橋中大内田線	1,259.5	587.3	672.2	3.0～12.0
計		2路線	1,937.9	1,063.2	874.7	





議案第 4 5 号

教育委員会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、次の者を教育委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求める。

寺 田 恵美子

令和 8 年 5 月 1 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

提案理由

教育委員会委員寺田恵美子の任期が令和 8 年 5 月 2 4 日で満了するので、新たに任命しようとするものである。